

《JU中販連検査基準の目安》

2008.12.8改訂

点数	評価判断基準 (評価点表)	内外装補助評価点	
S	<ul style="list-style-type: none"> ・初度登録後12ヶ月以内(登録月を含む)で走行キロ数が10,000km以内の基準状態を満たしている車両。 	<p>※ 外装</p> <ul style="list-style-type: none"> a 新車状態同様のもの b 傷凹等が多少あっても加修の必要がないもの c 傷凹等が多少あるが軽微な加修で済むもの d 傷凹錆等があり仕上げを要するもの e 傷凹錆等が多数あるもの 	<p>※ 内装</p> <ul style="list-style-type: none"> a 新車状態同様のもの b 若干の汚れ程度のもの (ルームクリーニングで回復する程度) c コゲ等で跡が残っているものが1~2箇所程度あるもの d 部品を交換して元に戻る程度の状態のもの、あるいは破れ、汚れの程度が悪いもの e 再生不能状態のもの
6	<ul style="list-style-type: none"> ・初度登録後36ヶ月以内(登録月を含む)で走行キロ数が30,000km以内の基準状態を満たしている車両。 ・傷凹等があっても加修対象とならないもの。 	<p>〈左記以外の点数制限〉</p> <p>※ 5点を上限とするもの ・職権打刻車(国産車のみ)に適用)</p> <p>※ 4点を上限とするもの ・色替え車(元色と異なる全塗装の場合)</p> <p>※ 3.5点を上限とするもの ・改ざん車(*) ・走行不明車(#) ・骨格部位以外の溶接部位交換車 (リアフェンダー、サイドシル、リアエンドパネル等の交換車両に適用) ・修復歴としなかった骨格損傷車 (骨格の軽微な損傷で修復歴としない場合、ラジエーターコアサポート単体交換の場合)</p> <p>※ 修復歴 大・中・小の区分 「大・中・小」表示については、ブロック・商組で対応し運用する。</p>	
5	<ul style="list-style-type: none"> ・走行キロ数が50,000km以内のもの。 ・内外装に補修跡があっても状態がよく範囲の小さいもの。 ・傷凹等が多少あるが、軽微な加修で済むもの。 		
4.5	<ul style="list-style-type: none"> ・走行キロ数が100,000km以内のもの。 ・内外装に補修跡があっても範囲が大きくなく、傷凹があっても、多少の加修で済むもの。 		
4	<ul style="list-style-type: none"> ・走行キロ数が150,000km以内のもの。 ・内外装に補修跡があっても状態が良好なもの。傷凹錆等の加修が必要なもの。 ・ホル止め部品の交換が少々あるが状態が良好なもの。 		
3.5	<ul style="list-style-type: none"> ・内外装の補修跡が多少雑な状態のもの。 ・傷凹錆等加修の必要な箇所が若干あるもの。 ・ホル止め部品の交換が若干目立つが状態の良好なもの。 		
3	<ul style="list-style-type: none"> ・内外装の補修跡が雑なもの、及び傷凹錆等の加修仕上げを要するもの。 		
2	<ul style="list-style-type: none"> ・内外装の補修跡が雑で再仕上げを要するもの。 ・加修仕上げを要する部分が全体にあるもの。 ・上記3点評価車を上回る減点要因のあるもの。 		
1	<ul style="list-style-type: none"> ・冠水車、消火剤散布跡車(内外装評価は付けず××を記入する) 		
R	<ul style="list-style-type: none"> ・修復歴車、未修復車 		
ブランク	<ul style="list-style-type: none"> ・粗悪車、多大な加修費用を要する事故現状車 		
〔注〕	<ul style="list-style-type: none"> 1) 修復歴車で冠水車、または修復歴車で消火剤散布跡車の場合は「R1」とする。 2) 検査不可能車(ボンネットフード、トランクフード、ドア等が開かないもの)は、検査不可能箇所を明記し、評価点を付与する(車台番号が確認できない車両は出品不可)。 3) メーター交換車、ひょう害車は「持ち点車」(2点以上)扱いとする。 		